

大阪歯科学会編集委員会細則

（目的）

第1条 この細則は、大阪歯科学会会則第16条第3項の規定により、大阪歯科学会編集委員会（以下「編集委員会」という。）に関して必要な事項について定める。

（編集委員会）

第2条 編集委員会に編集委員長を置く。

- 2 編集委員長は、編集委員会委員の互選により選出する。
- 3 編集委員長は、編集委員会を招集し、その議長となる。
- 4 編集委員会は、出席した編集委員によって成立し、議決を必要とするときは、出席した編集委員の過半数の賛同を得るものとする。
- 5 編集委員会は、大学院歯学研究家と密接に連絡をはかり、必要に応じて大学院歯学研究科科長からその意見を求めることができる。
- 6 編集委員会は、投稿原稿の書誌事項について、図書館の意見を求める必要が生じた場合は、図書館員の参加を依頼することができる。

（職 務）

第3条 編集委員会の職務は、大阪歯科学会会則第16条第2項の規定による。

（投稿原稿の査読）

第4条 前条規定の職務のうち、投稿原稿の査読は次条から第7条までの規定による。

（査読委員の構成）

第5条 査読には、査読の対象となる原稿の内容と関連のある領域の複数の編集委員（以下「査読委員」という。）が当たる。ただし、編集委員会において、本文既定の適正な査読委員が得られないと認められた場合においては、各専門領域の研究者（大阪歯科大学以外の大学等に所属する研究者も含む。）に査読を依頼することができる。

（投稿原稿の基準）

第6条 査読の対象となる投稿原稿の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）投稿原稿の内容の一部あるいは全部が専門学会において発表されたものである場合は、最終発表の日から2年以内に投稿されたものとする。ただし、投稿原稿が専門学会で発表されていないものについては、編集委員会において掲載価値があると判断したものに限る。
- （2）投稿原稿は、「歯科医学」あるいは「Journal of Osaka Dental University」の投稿規定に準拠して記載されたものに限る。

（査読結果の報告）

第7条 査読委員または編集委員は、所定の査読調査報告書に投稿原稿の採否およびその理由ならびにその他の意見を付して、編集担当常務理事に報告するものとする。

大阪歯科学会編集委員会細則

（投稿原稿採否の通知）

第8条 投稿原稿の採否は，編集委員会が著書に文書で通達する。

（細則の改廃）

第9条 この細則の改廃は、編集委員会の議決を経て，常任理事会の承認を得なければならない。

附 則

（施行期日）

1 この細則は，1988年1月1日から施行する。

（細則の改正）

2 この細則は，1989年9月12日一部改正した。

3 この細則は，1990年2月17日一部改正した。

4 この細則は，1991年9月 1日一部改正した。

5 この細則は，1996年3月 6日一部改正した。